

平成30年度包括外部監査結果報告書に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、港区教育委員会から通知がありました。

令和5年5月15日

## 第1 通知の範囲及び概要

1 平成30年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は1件です。

## 第2 内容

### [平成30年度包括外部監査]

#### 1 「学校教育に関する事業の財務事務の執行について」

##### (1) 不用品の廃棄処理の適時実施について【所管課：学務課】

###### ア 指摘等の内容

現地調査の対象とした学校において、不用品の廃棄処理が適切になされていなかった。これは、学校統合時に、多くの備品を不用品として廃棄していたにもかかわらず、不用品の廃棄処理を行わなかったため、財務会計システム上、旧学校の全ての備品が統合後の学校に引き継がれたことに端を発している。このため、現物が無いにもかかわらず、台帳には掲載されている備品が多数存在している状態にある。

統合後3年を経過した現時点においても、現物と台帳の不一致は解消していない。これまで、夏休み等の学校の長期休暇の時期を利用して、各備品を管理している教職員等に現物の有無の確認を徐々に進めてきたとのことであるが、廃棄手続等の記録・整理に多くの労力を費やしている結果となっている。

今後も、赤坂中学校（赤坂小学校）、中之町幼稚園、赤羽小学校、赤羽幼稚園の改築や赤坂中学校、芝浦小学校の仮設建物の運用が予定されている。これらの学校については、多数の備品の移動が想定され、移転に際しての不用品も発生することが想定される。今回のように事後的に多くの労力を費やすことのないよう、物品管理規則第30条の規定に従い、不用品の廃棄処理を適切に行う必要がある。

###### イ 講じた措置の概要

学校統合時には適切な備品の管理を行うこととして、令和4年度の赤坂中学校整備の際には、新校舎に移動する備品と廃棄処理する備品をそれぞれリスト化し、廃棄する備品については、財務会計システム上適切な処理を行い、リストに基づき備品の廃棄を行いました。また、新校舎に移動した備品については、備品の現物とリストが一致していることを確認しました。

今後も学校統合等により、多くの備品を移動する際には、移動予定の物品をリスト化し備品登録一覧と照会をかけることを徹底するとともに、移動した翌年度の備

品自己検査においても現物とリストの一致を確認します。